

任期満了に伴う大豊町議会議員選挙を行います。

投票日

2月17日（日）午前7時～午後6時

（第2投票所 西峰地区複合集会所ひだまりは午後5時まで）

▶投票できる人

満18歳以上（平成13年2月18日以前に生まれた人）の日本国民で、登録日（2月11日）までに引き続いて3か月以上大豊町内に居住し、「選挙人名簿」に登録されている人。

▶投票所入場券について

投票所入場券は2月13日に発送します。
※無投票になった場合、入場券は発送しません。

▶期日前投票について

期日前投票所は、大豊町役場（津家1626番地）と大豊町総合ふれあいセンターの2箇所
で午前8時30分から午後8時まで下記のとおり開設されます。

※今回から、大豊町総合ふれあいセンターでも全投票区の方が投票できます。

場 所	対象投票区	設置期間	時 間
大豊町役場第2会議室	全投票区	2月13日～2月16日	午前8時30分～ 午後8時00分
大豊町総合ふれあいセンター		2月14日～2月15日	

▶開 票

投票日当日、大豊町役場2階議場で行います。
ゆとりすと放送で開票速報を放送します。

僕たち18歳も
投票します！

私たち町民の代表を選ぶ
大切な選挙です。
棄権せずに投票しましょう。

問い合わせ先 ▶ 大豊町選挙管理委員会 小笠原

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二」で廃棄物の焼却は原則禁止されています。

違反した者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（またはその両方）に処せられます。

ごみ処分場の焼却施設では、800℃以上の高温で焼却しますが、家庭で燃やす場合200～300℃程度しか上がらず、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生します。

安易な気持ちで野焼きをすれば、大気汚染はもちろんのこと、煙や臭いなどで周囲の方への健康被害となったり、火災と間違われるなど、多くの人に迷惑をかけることになります。

生活環境の悪化や、住民トラブルを招かないためにも、野焼きはやめましょう。なお例外として、

- 農林業を営むためにやむをえない焼却行為
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行う焼却行為
- たき火、落ち葉の焼却（軽微なもの）は認められていますが、いずれにしても、周囲に迷惑のかからないよう十分注意し、最小限にとどめましょう。

ごみの野焼きは犯罪です！



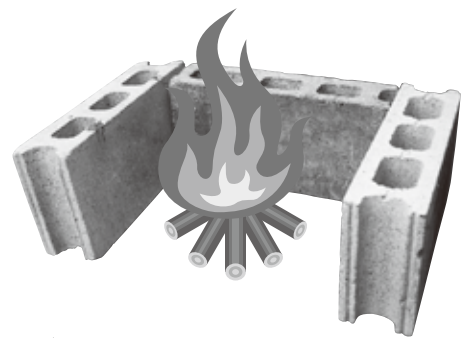
ダメ！ 地面で燃やす



ダメ！ ドラム缶や一斗缶で燃やす



ダメ！ 簡易な焼却炉で燃やす



ダメ！ ブロックで囲った中で燃やす

火災とまぎらわしい行為の届け出

消防署で受け付けているこの届け出は、火災予防と誤報による出動態勢の混乱を防止するための届け出であり焼却行為を許可したものではありません。

※風呂焚き窯や炭焼き窯、薪ストーブは、ゴミ焼却炉にあたりません。

問い合わせ先…住民課環境班
総務課庶務班